

基勞発0206第1号
平成24年2月6日

福井労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
(公 印 省 略)

電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について (回答)

平成23年12月6日付け福井労発基第162号をもってりん伺のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

本件は、別添報告書のとおり、労働基準法施行規則第35条に定める業務上の疾病に該当しないものとして取り扱われたい。

■■■■に発症した悪性リンパ腫の業務上外に関する検討会報告書

本検討会は、■■■■に係る事案について検討を行ってきたところであるが、今般、別添のとおり検討結果をとりまとめたので報告する。

平成24年2月2日

電離放射線障害の業務上外に関する検討会

座長 米 倉 義 晴

明 石 真 言

草 間 朋 子

祖 父 江 友 孝

伴 信 彦

別 所 正 美

第1 事案の概要

1 労働者の氏名等

- (1) 労働者氏名 [REDACTED]
- (2) 生年月日 [REDACTED]
- (3) 所属事業場 [REDACTED]
- (4) 傷病名 悪性リンパ腫（非ホジキンリンパ腫）
- (5) 発症年月日 [REDACTED]
- (6) 労災請求年月日 平成23年7月15日（療養補償給付）

2 請求の趣旨

[REDACTED]

3 請求人の放射線業務の内容

[REDACTED]

4 請求人の放射線被ばく状況

(1) 外部被ばくの状況

請求人の外部被ばく線量は、[REDACTED] フィルムバッジにより測定されており、その累積被ばく線量は [REDACTED]（別紙1参照）。

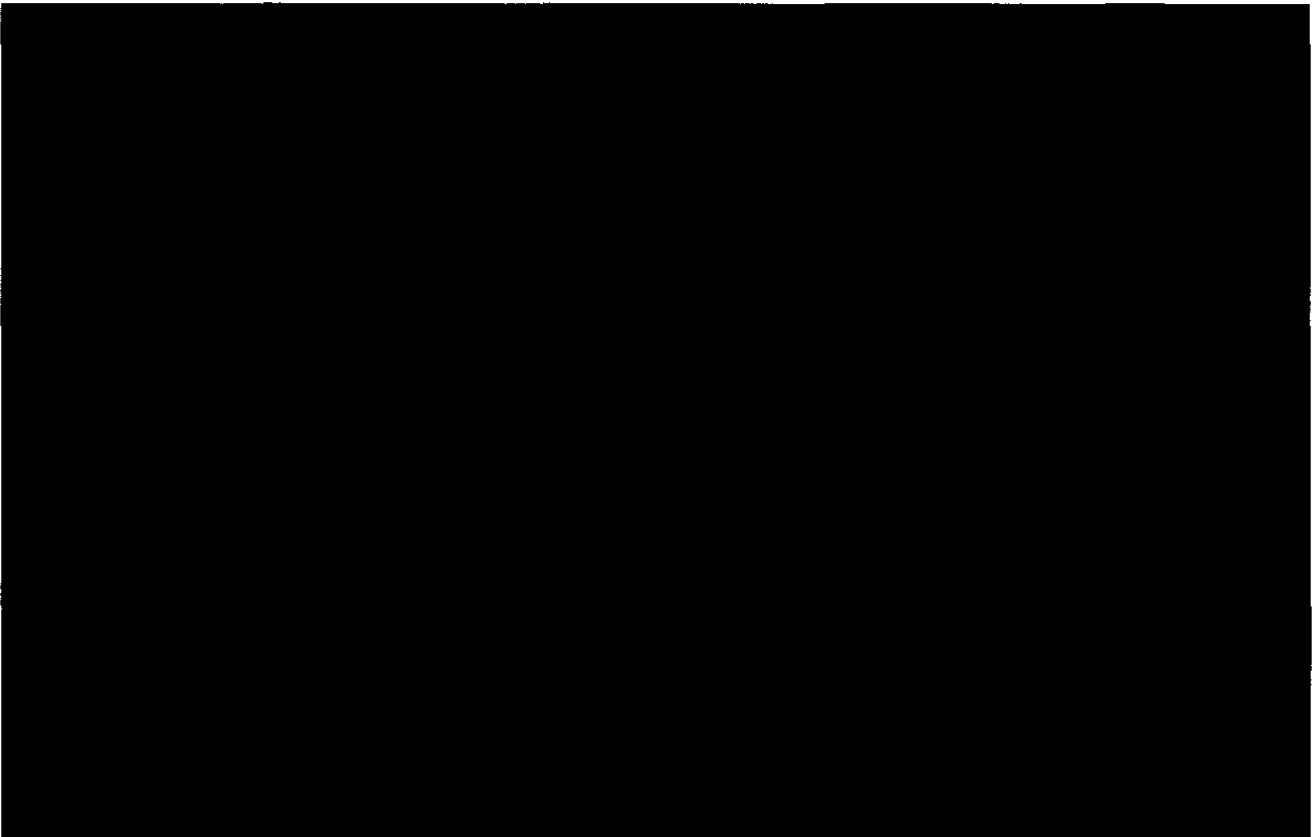
(2) 内部被ばくの状況

請求人の内部被ばくは、[REDACTED] ホールボディカウンタによって測定されており、その結果は [REDACTED]（別紙2参照）。

(3) 事故的被ばくの有無

請求人の申立、[REDACTED] によれば、事故的被ばく [REDACTED]

5 請求人の療養の経過について



第2 検討会の判断

1 請求人の被ばく線量について

(1) 外部被ばく

請求人の累積外部被ばく線量は、個人の被ばく線量管理記録より、



(2) 内部被ばく

請求人の内部被ばくは、個人の被ばく線量管理記録より



(3) 事故的被ばく

事故的被ばくは、



2 業務上外について

(1) 基本的な考え方について

電離放射線と非ホジキンリンパ腫との関係については、平成20年10月、非ホジキンリンパ腫を発症した労働者の事案の業務上外を検討するための検討会が、「悪性リンパ腫、特に非ホジキンリンパ腫と放射線被ばくとの因果関係について」としてまとめた報告書において、要旨

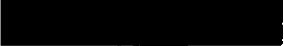
① 非ホジキンリンパ腫は、一般的にリンパ性白血病の類縁の疾患として取り扱われており、両者は類縁疾患とみなすことができる。このことを踏まえると、非ホジキンリンパ腫については、白血病の認定の基準として昭和51年11月8日付け基発第810号「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準について」に定められている放射線被ばく線量を参考として判断を行うことが適当。

② 非ホジキンリンパ腫では男性における過剰リスクについてのみ有意差が認められており、そのリスクは全白血病のリスクの1/5～1/6程度であることから、非ホジキンリンパ腫のリスクは、全白血病のおおむね1/5に相当するものと判断することが適当。

とする考え方を示しており、非ホジキンリンパ腫については、業務起因性を認める場合の電離放射線による被ばく線量は25mSv (5mSv×5倍) × (電離放射線被ばくを受ける業務に従事した年数) 以上の場合とすることが適当である。



(2) 結論


ア 請求人に発症した疾病は、の病理組織学的検査の結果等から、非ホジキンリンパ腫と判断される。

なお、発症時期については、とするのが妥当である。

イ 請求人の電離放射線被ばくを受ける業務に従事した年数の算出に関し、



ウ 当検討会としては、悪性リンパ腫の業務起因性を認める場合の電離放射線による被ばく線量の相当量をとするべきものと考え、

以上より、請求人の被ばく線量であるは、業務起因性を認める場合の被ばく線量を下回っているものと認められることから、請求人に発症した悪性リンパ腫は、放射線業務に起因したとはいえないと判断するのが妥当である。

